

4 結果のお知らせと支給予定時期

審査結果（認定・非認定等）は学校を通じてお知らせします。当初申請された方へのお知らせは7月下旬頃です。審査の結果、認定とならなかった方へもその旨お知らせいたします。

就学援助費は学校を通じて支給しますので、**支給期日など詳しくは学校からお知らせします。**

支給費目	学用品費等	入学準備費	宿泊を伴う校外活動費	修学旅行費	クラブ活動費		卒業アルバム代等	学校給食費
					小学校	中学校		
第1期(4~7月分) 7月下旬頃支給	○	○(一括) (小1・中1のみ)			—	○	—	
第2期(8~11月分) 11月下旬頃支給	○	○ (小6のみ)	行事实施後に支給 (実施の数ヶ月後)		—	○	—	全額充当
第3期(12~3月分) 3月中旬頃支給	○ (端数調整あり)	—		○ (年額)	○ (端数調整あり)	○ (小6・中3のみ)		

*各費目の支給予定時期は、表のとおりです。ただし、若干前後することがあります。

*書類の提出時期により、2期以降にまとめて支給することがあります。

*小学校6年生対象の入学準備費用の購入券は第2期支給にあわせて配布予定です。

5 学校給食費について（小学校のみ）

5-1 申請中の学校給食費

【昨年度末（令和元年度末）まで就学援助の対象となっていた方】 審査結果が届くまでお支払い不要です。

*お支払い不要の方であっても、学校へお申し出いただくことにより、お支払いすることができます。

【今年度（令和2年度）初めて申請する方】 審査結果が届くまでお支払いしていただきます。

*審査結果のお知らせにより、認定となった方は、お支払い済みの学校給食費をお返しします。

*なお、新1年生については、令和元年度に小学校に兄弟が在籍し、令和元年度末まで就学援助の対象となっていた場合、審査結果が確定するまで、お支払い不要です。

5-2 審査後の学校給食費

【認定された方】 お支払い不要

* お支払い済みの学校給食費をお返りする時期

審査結果のお知らせ送付	お支払いのお知らせ送付	お返りする金額	振込予定月
7月下旬	9月中旬	お支払い済実費	9月下旬
9月中旬~10月中旬	12月中旬	お支払い済実費	12月下旬
11月中旬~3月中旬	4月中旬	お支払い済実費	5月上旬

*学用品費の支給時期と学校給食費をお返りする時期は異なります。

【認定されなかった方】 下段の表のとおり、まとめてお支払いいただきます。（金額は予定）

審査結果のお知らせ送付	お支払いのお知らせ送付	お支払い金額(内訳)	口座振替日
7月下旬	8月中旬	18,400円(5月期~8月期)	8月31日
9月中旬まで	10月中旬	27,600円(5月期~10月期)	10月29日
10月中旬まで	11月中旬	32,200円(5月期~11月期)	11月30日

【10月時点で審査結果が出ていない方】 下段の表のとおり、まとめてお支払いいただきます。

-	11月中旬	32,200円(5月期~11月期)	11月30日
---	-------	-------------------	--------

6 申請方法

就学援助を希望される方は、3ページ目の「3-4 申請書の記入例及び記入上の注意」を参照しながら別紙の申請書に必要なことがらを記入し、必要な場合は添付書類を添えて、提出してください。

申請書がお手元ない場合は、学校へお問い合わせください。

当初申請	提出先	お子さんの通っている学校	担当	各学校の学校事務職員
	受付期間	別紙学校からの資料をご確認ください		

*お子さんが2人以上いる方は、お子さん1人につき1枚の申請書を提出してください。

*年度当初の受付は4月ですが、その後もお困りの状況になりましたら学校へご相談ください。

7月以降、2月末日まで追加受付を行います。

お問合せ先	お子さんの通っている学校		担当 各学校の学校事務職員		
	または、横浜市教育委員会				
	全般については	学校支援・地域連携課	就学係	Tel 6 7 1 - 3 2 7 0	
	「学校給食費」については	健康教育課	給食係	Tel 6 7 1 - 3696・4159	
	「学校病医療費」「日本スポーツ振興センター保護者負担金」については		健康教育課	保健係	Tel 6 7 1 - 3 2 7 4

就学援助制度のお知らせ(令和2年度)

横浜市教育委員会

横浜市では、お子さんを小・中・義務教育学校へ通学させるのに**経済的な理由でお困りの方**に対して学用品費、修学旅行費、給食費などを援助し、お子さんの就学を奨励する制度を設けています。

援助を希望される方は、次の説明をお読みのうえ、学校へお申し込みください。

1 援助の対象となる方

該当理由	
(1)現在生活保護を受けている方	(修学旅行実施学年または教育扶助未受給者のみ)
(2)平成31年4月以降生活保護を受けられなくなった方	(世帯変更による廃止を除きます)
(3)児童扶養手当を受けている方	(児童手当、特別児童扶養手当とは異なります。また、支給開始が年度途中の場合、認定期間が変わります)
(4)その他経済的に困りの方	(所得制限があります)

認定の基準: 令和元年または令和2年の、世帯全体の所得が次の限度額以下の方
(世帯については、3頁「3-4 申請書の記入例及び記入上の注意」(*3)を参照)

世帯人員	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
総収入(めやす)	380万円	446万円	497万円	562万円	620万円	689万円	742万円	798万円	832万円
総所得	250万円	303万円	344万円	396万円	442万円	500万円	548万円	598万円	628万円

*総所得とは、課税(非課税)証明書「総所得金額」のことです。これは、源泉徴収票の場合は「給与所得控除後の金額」欄、確定申告書の場合は「所得金額」の「合計」欄の金額をさします。

*ひとり親家庭、父母以外の方が養育のご家庭、障害者のいるご家庭(障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)等をお持ちの方)、個別支援学級在籍児童・生徒のいるご家庭、医療費控除を受けたご家庭、所得者が複数のご家庭については、所得から一定額を控除するため、限度額を超えていても認定できる場合がありますのでお問い合わせください。

2 援助の種類と支給予定額(年額)

※下記の金額は目安となります。実際の支給金額とは異なる場合があります。

区分	学用品費等	入学準備費	宿泊を伴う校外活動費	修学旅行費	クラブ活動費	卒業アルバム代等	学校給食費	学校病医療費	日本スポーツ振興センター保護者負担金
小学校	1年	16,680円 (1期5,560円)	63,100円 ※小学校入学前に受給していない場合のみ	補助対象 実費 (3,690円 限度)	補助対象実費 ※6年間通じて 1回のみ	—	50,600円 (月額4,600円)	—	—
	2~5年	—	—						
	6年	18,950円 (1期6,316円)	79,500円 (購入券支給分を含む)	—	11,000円	—	—	—	—
中学校	1年	30,200円 (1期10,064円)	79,500円 ※小学校6年次に受給していない場合のみ	補助対象 実費 (6,210円 限度)	補助対象実費 ※3年間通じて 1回のみ (国外の場合、 60,910円限度)	—	—	—	—
	2年	—	—						
	3年	32,470円 (1期10,820円)	—	—	10,050円 (1期3,348円)	8,800円			
	教育扶助受給者	—	—	—	—	—	—	—	—

実費 ※申請により、各学校で治療券を発行

原則として当初申請期間に申請し、認定された方については、掛金免除

*「学用品費等」には、宿泊を伴わない校外活動費、通学用品費(入学準備費受給者を除く)、PTA会費、生徒会費が含まれています。学年途中で市外から転入するなど、受給資格が1年に満たない場合は、減額支給となります。

*「入学準備費」は、4月に遡って認定された1年の児童・生徒のみが支給対象となります。小学校入学前に小学校の「入学準備費」を受給した方、及び小学校6年で中学校の「入学準備費」を受給した方は、入学準備費は支給されません。小学校の入学準備費申請が認定になった方で、入学準備費以外の費目を必要とされる場合には、今回の就学援助を改めて申請してください。(ただし、非認定となる場合もあります。)

*「宿泊を伴う校外活動費」は、交通費・見学料のうち保護者が実際に負担した額を限度額内で支給します。

*小学校の「クラブ活動費」は、学校で徴収する材料費等が支給対象となります。

*「学校給食費」は、給食の休止期間(夏休み、給食室改修等による)は対象となりません。

*「学校病医療費」でいう学校病(トラコーマ、結膜炎、白せん、疥せん、濃麻疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、むし歯、寄生虫病)の治療には、各学校で発行する治療券が必要です。事前に学校へご相談ください。

*就学援助は、各費目を支給する制度であり、学校納入金を免除するものではありません。(ただし、学校病医療費は治療券を交付し、日本スポーツ振興センター保護者負担金は免除します。学校給食費は充当します。)

*学校納入金等に未納がある時は、援助費を充当する(未納分に充てる)場合があります。

*就学援助費を口座振込で受け取る場合で、振込先の口座番号等を誤って学校に届けられた場合、正しい口座に振り込みなおす時の手数料を負担していただく場合がありますので、ご注意ください。

